

2019年度介護等体験への参加資格について

2019年度介護等体験への参加資格は以下のとおりです。

なお、介護等体験を行う時点で、本学の正規生（学群生または大学院生）でない場合は、学群の科目履修生としての身分が必要です。

◆附属特別支援学校での介護等体験（2日間）への申込み資格

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者
(大学院生・科目等履修生は、「障害児指導法（障害児教育）」または「特別支援教育」単位修得者)
- ② 2019年2月又は4月の定期健康診断を受診した者（胸部X線は必須）
(又は医療機関で実施した健康診断書を持参できる者（胸部X線必須）)
※附属学校5～7月の体験については、2019年2月の定期健康診断を受診した者、または、抽選会までに医療機関で健康診断を受診した者のみ。4月の定期健康診断受診者は申込不可。
- ③ 麻疹（はしか）に関する確認資料を、附属学校抽選会に持参できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者（加入手続きは所属支援室。受入依頼書の所定の欄に確認の印をもらうこと。）
- ⑤ クラス担任の面談を受けた者（受入依頼書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。）

◆茨城県内の社会福祉施設での介護等体験（5日間）への申込み資格

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者
(大学院生・科目等履修生は、「障害児指導法（障害児教育）」または「特別支援教育」単位修得者)
- ② 2019年2月又は4月の定期健康診断を受診した者（胸部X線は必須）
(施設の指示により健康診断書を提出することになるので、定期健康診断を受診していない者は、その際に医療機関において健康診断を実施すること。（胸部X線必須）)
- ③ 麻疹（はしか）に関する確認資料を、申込書提出時に各支援室に提出できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者（加入手続きは所属支援室）
- ⑤ クラス担任の面談を受けた者（申込書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。）
- ⑥ 介護等体験費8,000円を支払い、「払込票（兼受領証）」を提出した者

◆注意事項

- ・麻疹（はしか）に関する確認書類については、確認書類として取り扱うための条件があります。別紙『2019年度介護等体験における麻疹（はしか）に関する連絡（重要）』を確認し、条件が満たされているかどうかチェックをしてください。
- ・健康診断は胸部X線の検査が必須となります。
- ・介護等体験への参加申込みは、『介護等体験実施要項』を十分確認したうえで行ってください。
- ・体験先でインフルエンザ等の感染症が発生した場合、急遽体験取消となる可能性があります。
- ・不明な点がある場合には、所属支援室の学群教務担当、または、社会連携課教職教育担当（029-853-2209, 2210）まで問い合わせてください。